



KAWASAKI CITY

お 知 ら せ

平成17年7月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)久地プロジェクトに係る事後調査報告書(建設時その1)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	(仮称)久地プロジェクト
指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為) ・住宅団地の新設(第2種行為) ・工場又は事業所の新設(第2種行為) ・大規模建築物の新設(第1種行為)
指定開発行為者	・東京都港区芝二丁目32番1号 株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役社長 岩尾 崇 ・東京都港区芝二丁目32番1号 株式会社長谷工クリエイト 代表取締役社長 加藤 功時
事後調査の業務受託者	東京都文京区白山三丁目1番8号 株式会社I N A新建築研究所 代表取締役社長 雨宮 守司
指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区久地三丁目200-2外 区域面積:約52,900㎡
指定開発行為の目的及び内容	目的:新聞印刷工場・共同住宅の建設 計画戸数:855戸、計画人口:2,682人、最高高さ:約60m 建築面積:約6,000㎡(新聞印刷工場) 約12,100㎡(共同住宅・商業施設等) 約500㎡(老人いこいの家・保育園) 延床面積:約15,200㎡(新聞印刷工場) 約99,700㎡(共同住宅・商業施設等) 約1,000㎡(老人いこいの家・保育園)
環境影響評価の手続経過	平成16年 5月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年 8月 2日 条例見解書公告 平成16年12月14日 審査書公告 平成17年 1月 6日 条例環境影響評価書公告
施行期間	着手:平成17年3月、完了予定:平成19年3月
事後調査報告書の縦覧場所	高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)
縦覧期間及び時間	期間:平成17年7月11日(月)から 平成17年8月 9日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出期限:平成17年8月 9日(火) (郵送の場合は、8月9日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 (電話200-2156)